

社会福祉法人備前市社会福祉協議会
表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉の充実発展に功労のあったものを社会福祉法人備前市社会福祉協議会（以下「本会」という。）会長が表彰してその功を讃え、労をねぎらい、もって地域福祉の進展に資することを目的とする。

(表彰の方法)

第2条 表彰は、「備前市市民ふれあい福祉まつり」においてこれを行う。ただし、特別の事情あるときはその都度行うことができる。
2 表彰は、表彰状を贈るものとする。ただし、金品を併せて贈ることができる。

(表彰の対象)

第3条 本会会長が表彰するものは、次の各号に定める条件を具備するものとする。

- (1) 社会福祉施設、社会福祉協議会の役員、評議員の現職であって、社会福祉事業に多年にわたり従事し功績顕著な者。
 - ア 在職期間が10年以上であること。ただし、1年以内に退任したものを含むものとする。在職期間が中断されている場合は、在職期間を通算するものとする。
 - イ 社会福祉施設職員の場合は、在職期間が15年以上であること。ただし、1年以内に退職したものを含むものとする。在職期間が中断されている場合は、在職期間を通算するものとする。
- (2) 民生委員・児童委員の現職であって、多年にわたり在職し功績顕著な者。
 - ア 在職期間が9年以上であること。ただし、1年以内に退任したものを含むものとする。在職期間が中断されている場合は、在職期間を通算するものとする。
- (3) 社会福祉団体等の役員、評議員及び各種相談員の現職であって、社会福祉事業に多年にわたり従事し功績顕著な者。
 - ア 在職期間が10年以上であること。ただし、1年以内に退任したものを含むものとする。在職期間が中断されている場合は、在職期間を通算するものとする。
- (4) 社会福祉団体または個人として、その活動が優秀であり他の模範とするに足りると認められ、地域福祉に寄与しているもの。
 - ア 活発な活動を10年以上続け、地域福祉に寄与しているもの。

(表彰の非該当)

第4条 前条の規定にかかわらず、過去に本会会長以上（備前市長表彰を含む）の表彰、叙勲又は褒章等を受けたものは表彰の対象から除くものとする。

(推薦)

第5条 社会福祉施設、社会福祉団体等は、この規程に定める表彰に該当するものを候補として本会会長に推薦することができる。

(選考の方法)

第6条 表彰は、社会福祉施設、社会福祉団体等の長の推薦に基づき、本会会長が決定する。

(感謝状)

第7条 本会会長は次に定める功績に対し感謝の意を表し、感謝状を贈るものとする。
ただし、金品を併せて贈ることができる。

- (1) 本会が行う事業等に協力援助し、その功績が顕著なもの。
- (2) 個人で概ね50万円以上、団体で概ね100万円以上の金品を寄附したもの。
- (3) 本会会長が特に必要と認めるもの。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

1. この規程は、平成17年9月1日から施行する。
2. この規程の改正は、平成21年9月1日から施行する。